

# みどり通信

第207号 2013. 8. 6

## CONTENTS

● 一言発言	P1	● TKCからの重要なお知らせ	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 社会保険	P6	● あとがき	P10
● 生命保険	P7	● 夏期休業のご案内	P11
● 損害保険	P8	● 営業カレンダー	P11

7月4日から4回にわたり、  
「後継者塾第Ⅲ期 会計で会社  
を強くする！  
～決算書の戦略的活用～」  
を開催いたしました！



8月27日より全7回で  
「後継者塾第Ⅲ期 経営基本講  
座」がスタートします！！  
お申し込みお待ちしております。

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。



# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。

次の内容は、8月6日のホームページ掲載のものからです。

## 仕事は忙しい人に頼め・・

よく聞く言葉に「仕事は忙しい人に頼め」という言葉があります。毎月お客様にお送りさせていただいている“今月のビジネスワンポイントニュース・9月号”にこの言葉の解説が掲載されています。

それによると・・・

**「時間に余裕のある人の方がきちんとやってくれそうな気もするが、実は逆。依頼した仕事を高いクオリティで、しかも納期を守って確実にやる人だからこそ、仕事が集中して、忙しくなっている。そして忙しい人ほど、段取りよく仕事を進める大切なツボを心得ているもの。**

**さらに、本当に忙しく仕事ができる人ほど、決して“忙しい”などと愚痴らないもの。逆に暇な人は自分の使える時間が無尽蔵にあると感じているため、何を頼んでも、迅速に処理されず、その上、集中して行われなために仕事の質も低くなる。」**

なるほどと思った次第。ちょっと、この言葉をネットで調べてみました。いろいろと、出てきました。



● 仕事のできる人の共通点として

- ① 仕事が早い
- ② 提出物が早い
- ③ 問いの答えが早い
- ④ メール返信が早い・・・



● 愚痴や不満をいっている暇はそこにはない。不満の声が多いときは案外暇な場合が多い。

● 時間のある人に頼むと、じっくりと取り組んでしまって、日にちがかかる。

● ほんとうに忙しい人ほど、時間の使い方がうまい。

ちょうど、雑誌プレジデント7月29日号に、“時間の無駄をなくすには、ログセを治せばいい”という記事が掲載されていました。

頭の中にあることは、言葉となって表れるとのこと。「ログセとは、その人の頭の中そのものである」のだそうです。

一番思いログセは、「時間がない」だとか。

まさに、「段取り八分の仕事二分」とは、よく言ったもの。自身、仕事の計画を段取りよく行わなければ・・・と感じた次第。

行動あるのみです！！

税理士 山 口 昇

## 消費税法の改正について

このところ、消費税の増税について、メディアの報道が多く見受けられるとお感じの方が多いのではないのでしょうか？

消費税の増税については、「**社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税の一部を改正する等の法律**」により、消費税法の一部が改正されています。以前の事務所通信の配布資料でもお知らせした内容ですが、あらためて主な内容について、国税庁 HP のお知らせ文書より一部抜粋・引用しながら以下にまとめてみましたので、ご確認下さい。

**※この改正にあたり、消費税率の引上げについては、下記の附則が定められています。**

○消費税率の引上げに当たっての措置（附則第 18 条）

**消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成 23 年度から平成 32 年度までの平均において名目の経済成長率で 3 % 程度かつ実質の経済成長率で 2 % 程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。**

この法律の公布後、**消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第 2 条及び第 3 条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。**

今まさに、この附則に基づいて、経済状況が好転しているか、経済成長率がどうか、消費税率の引上げが可能か否かなどが連日議論されている状況です。

税率の引上げ適用開始日が来年の 4 月 1 日であり、半年前である平成 25 年 10 月 1 日（指定日）が近づいています。施行実施までにはあまり時間の無い状況ですので、近々結論が出ることと思います。

以下は、現段階で予定されている消費税改正の内容です。

### 1. 消費税収入の使途が明確化されました

消費税は、国税の部分と地方税の部分から構成されていますが、国税部分の消費税収入については、**社会保障 4 経費**（年金・医療・介護・少子化に対処す

るための施策に要する経費)に充てるものとされました。また、地方消費税収入(引上げ分)及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

## 2. 消費税率を引き上げることとされました

→ ※前述の附則に基づき、引き上げ幅や時期に関して複数の案を想定し、慎重に経済への影響を検証している状況です

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。(※ 当初案です。これ以外の案も想定・検証されています)

<現行>

$$\text{消費税率} 4.0\% + \text{地方消費税率} 1.0\% = 5.0\%$$

<適用開始日 平成26年4月1日>

$$\text{消費税率} 6.3\% + \text{地方消費税率} 1.7\% = 8.0\%$$

<適用開始日 平成27年10月1日>

$$\text{消費税率} 7.8\% + \text{地方消費税率} 2.2\% = 10.0\%$$

※ 引上げ後の税率は、下記の「5. 税率引上げに伴う経過措置」が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

## 3. 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました

その事業年度の基準期間(原則として、前々事業年度)がない法人は、従来は消費税の納税義務が免除されていましたが、新規設立法人のうち、一定の要件に該当する「特定新規設立法人」と呼ばれる法人については、納税義務が免除されないこととなりました。

## 4. 任意の中間申告制度が創設されました

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者については、原則として中間申告・納付の義務はありませんが、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができることとされました。

この制度は、個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間(平成27年

3月末決算分) から適用されます。

## 5. 税率引上げに伴う経過措置が設けられました

原則としては、改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等や課税仕入れ等に係る消費税について適用され、適用開始日前に行われた資産の譲渡等や課税仕入れ等に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります。

ただし、**適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとする**などの経過措置が講じられています。

以下に、旧税率（5%）が適用されるケースの例示を掲げてみますが、この経過措置の具体的な内容については多岐にわたるため、国税庁消費税室から取扱いのQ&Aがまとめられています。（問1～問59）

詳細については、そちらも併せてご確認いただければ幸いです。

### <旅客運賃等>

平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの

→ 映画館の前売り券や、列車乗車券の回数券などを、4月1日より前に購入していて、4月1日以後に使用した場合などがこれにあたります。

### <請負工事等>

平成8年10月1日から**平成25年9月30日まで**の間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等

→ 住宅建築やリフォーム等、最近話題になっている駆け込み需要と関連してきますが、平成25年9月30日までに契約を締結したものについては、完成・引き渡し等の完了が平成26年4月1日を過ぎていたとしても、旧税率の5%が適用されます。

これについては、新税率適用の半年前の、指定日「平成25年10月1日」より前であることが要件となります。近々に請負契約をお考えの方は、指定日がせまってきておりますので、特にご注意下さい。

事前に、もっと内容を知っておきたい等、気がかりの事などがございましたら、当事務所スタッフまでお問い合わせいただきます様、お願いいたします。

<西丸保幸>

# 社会保険 Q&A

**Q** 従業員を採用する場合、3ヶ月間は試用期間としていますが、試用期間中は健康保険に加入させなくてもいいですか？

**A** 試みに使用される者は、勤務の永続性が前提となっていますので、いわゆる臨時に使用される者とは性質が異なります。

したがって、正社員になってからというように、3ヶ月の試用期間を経過して健康保険の被保険者にするのではなく、採用した日（試用期間の初日）から5日以内に資格取得の届出をしなければなりません。

もし、資格取得の届出をしていなければ試用期間の最初の日にかかのぼって、手続きをしなければなりませんし、また、3ヶ月経過した日から資格取得の届出をした場合には、資格取得日の訂正を行わなければなりません。

**Q** 採用日と出勤日が異なる場合、資格取得年月日はいつになりますか？

4月1日付で社員を採用しましたが、本人の都合で5月10日から出勤しました。資格取得年月日はいつになりますか？

**A** 健康保険の被保険者資格を取得する日は、事業所との間に関係が生じた日としています。この場合の使用関係とは、現実に業務に使用されるようになった状態をいいますので、採用の辞令が交付されたことと使用されるに至った日とは必ずしも一致しません。

したがって、4月1日が採用で実際に勤務に服したのが5月10日であっても、4月1日から会社との間に使用関係が生じ、4月分より給料の支払いが行われれば、4月1日が資格取得日になりますし、4月1日より5月9日までは、辞令が交付されたということだけで使用関係の実態がなく、給料の支払いも行われず、5月10日になってはじめて使用関係が生じ、給料もその日以降から支給されるような場合は、5月10日が資格取得日になります。

## 今回のテーマ

## 白内障について

今回は、先進医療で一番治療件数の多い白内障についてお知らせいたします。

### 白内障とは

- ・瞳の奥にある水晶体が濁る病気です。症状は、雲がかかったようにかすんだり眩しくなったり、だぶって見えたりします。一度濁ってしまった水晶体は目薬や飲み薬では元に戻せません。放置すると視力が低下し進行します。視力を回復させるためには手術が必要です。

### 白内障の手術

- ・現在、白内障の手術は超音波水晶体乳化吸引術が一般的です。濁った水晶体を超音波で砕き、吸引して取り除きます。そこに新たに人工の眼内レンズを挿入して手術は終了します。およそ30分で終了しますが、入院で行う場合と日帰りで行う場合があります。

### 新たに登場した多焦点眼内レンズについて

- ・単焦点レンズを使用した白内障手術では、遠方、近方のどちらか一方にのみ焦点が合うようになります。従って手術後は、眼鏡を併用する生活が強いられます。
- ・一方、新しく開発された多焦点レンズは、遠方、中距離、近方と、それぞれにピントが合う、遠近両用の眼内レンズと言えます。そのため、手術後、眼鏡に煩わされない快適な手術と言えます。現在、白内障の多焦点レンズを用いた水晶体再建術は、厚生労働省から先進医療として承認されています。

### ● 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術の手術費用の一例

(医療機関により金額が異なります)

#### ・総医療費41.5万円で健康保険自己負担3割の方の場合

先進医療部分 (自己負担)	31.5万円 (税込)
健康保険自己負担分 (3割)	3.0万円
健康保険給付分	7.0万円

上記のように被保険者の自己負担額は先進医療部分と健康保険自己負担分合計で、片目34.5万円 (税込) となります。

今回は白内障の多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術についてご紹介いたしました。詳細等ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせ下さい。また、現在全額自己負担である先進医療の技術料を保障する保険も数多く出てきておりますのでお気軽にご相談下さい。



# 火災保険

## 「住宅総合保険・店舗総合保険」

7月は梅雨前線の影響で日本各地で豪雨による災害が発生し、各地で甚大な被害をもたらしました。新潟県でも長岡市を中心に建物の損壊や床上、床下浸水等の災害が発生しました。

また、これからのシーズンは台風の影響による災害も考えられ、今一度、ご自身の火災保険が適正かどうか、確認をする必要があるといえるでしょう。

住宅総合保険・店舗総合保険は住宅や住宅以外の一般物件の普通火災保険の補償に加え、水災による損害や、盗難、建物外部からの物体の衝突、水漏れなどによる損害などを補償する幅広い補償内容の保険です。

### ●水害による保険金について●

台風、暴風雨、豪雨などによる洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れなどの水災によって被った下記（a）・（b）・（c）の損害について

（a）建物や家財にそれぞれの保険価額の30%以上の損害が生じた時

$$\text{水害保険金} = \text{保険金額（保険価額限度）} \times \frac{\text{損害額}}{\text{保険価額}} \times 70\% \text{（縮小割合）（注）}$$

（注）水災は、地域による危険度の差が大きいこと、発生時には広範囲にわたって損害が発生し、総支払額が甚大となりかねないことから、抑制的な支払い方法としています。

（b）床上浸水を被り、建物または家財の損害額がそれぞれの損害額の15%以上30%未満の場合【住宅総合】

床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、建物または家財の損害額がそれぞれの損害価額の15%以上30%未満の場合【店舗総合】

$$\text{水害保険金} = \text{保険金額（保険価額限度）} \times 10\%$$

（一事故、一敷地内一定額（200万円など）限度）

（c）床上浸水を被り、建物または家財の損害額がそれぞれの保険価額の15%に至らない場合【住宅総合保険】

床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、建物または家財の損害額がそれぞれの保険価額の15%に至らない場合

または、設備・什器等、商品・製品等に損害が生じた場合【店舗総合保険】

$$\text{水害保険金} = \text{保険金額（保険価額限度）} \times 5\%$$

（一事故、一敷地内一定額（100万円など）限度）担当 星野

## TKCからの重要なお知らせ

当事務所の情報処理委託先であるTKCから以下の連絡がありましたのでお知らせします。

### WindowsXP(OS)のサポート終了予定とTKCシステムの対応について

マイクロソフト社（以下、MS社）は、WindowsXPのサポート期限を平成26年4月9日と決定しました。つきましては、WindowsXPのサポート終了後のTKCシステムの対応につきまして事前にご案内させていただきます。

#### 1. MS社によるWindowsXPサポートが終了する日

平成26年4月9日（水）（日本時間）

#### 2. WindowsXPサポート終了後のMS社の対応について

- (1) MS社のサポート終了後は、新たなセキュリティホールが見つかってもMS社は修正プログラム（セキュリティ更新プログラム）を提供しません。
- (2) WindowsXPのサポート終了後も、「Microsoft Forefront」（TKCウィルス対策プログラム）のパターンファイルだけは平成27年7月14日まで継続して更新されます。ただし、MS社はWindowsXP上での動作保証を行いません。また、不具合があった場合でも、不具合を修正しないとのことです。

#### 3. WindowsXPサポート終了(平成26年4月9日)後のTKCの対応について

TKCは、MS社がサポート終了後、リスクが極めて高い環境下で、TKCシステムを安全、安心、快適にご利用いただけるようサポートを継続していくことは不可能です。ついては、WindowsXPサポート終了後の対応を次の通りとさせていただきます。

- (1) WindowsXPのサポート終了（平成26年4月9日）後、WindowsXP搭載パソコン上でのTKCシステムの動作は保証できません。
- (2) WindowsXPのサポート終了後1年間、平成27年3月末までの間は、TKCシステムの登録・更新は可能としますが、その間は、リスクをご認識の上、ご自身の責任でお使いください。
- (3) WindowsXPのサポート終了後1年が経過した後、平成27年4月以降はTKCシステムの登録・更新を禁止させていただきます。
- (4) WindowsXPのサポート終了後、ヘルプデスクでは、TKCシステムのエラー・トラブルがWindowsXP環境に起因すると判明した場合は、回答できなくなります。

#### 4. MS社のWindowsXPサポート終了に向けた今後の対処方法について(TKCからのご提案)

- (1) 前述の通り、MS社のサポート終了後もWindowsXP搭載パソコンを使い続けることは、セキュリティ上のリスクを伴います。これを回避し、システムを安全、安心、快適にご利用いただくためにも、新しいOS（Windows7/8）を搭載したパソコンへのリプレースをご検討ください。

以上

# これからの研修

インターネット・ フェイスブック活用セミナー	当事務所研修室	9月3日(火)	18:00 ~ 20:30
原点の会	三条商工会議所	9月5日(木)	9:00 ~ 11:30
松木塾	加茂商工会議所	8月20日(火)	15:00 ~ 19:00
		9月18日(水)	17:00 ~ 21:00
		10月8日(火)	17:00 ~ 21:00
		11月12日(火)	17:00 ~ 21:00
		12月11日(水)	17:00 ~ 21:00
		1月9日(木)	17:00 ~ 21:00
後継者塾	当事務所研修室	8月27日(火)	18:00 ~ 21:00
		9月11日(水)	18:00 ~ 21:00
		9月25日(水)	18:00 ~ 21:00
		10月4日(金)	18:00 ~ 21:00
		10月17日(木)	18:00 ~ 21:00
		11月1日(金)	18:00 ~ 21:00
		11月21日(木)	18:00 ~ 21:00

## あ と が き

8月に入りやっと梅雨が明けたみたいですが、まだまだカラッとしない日が続いていますね。

今年の夏も猛暑と予想されているみたいで、熱中症対策など今から気を付けなければなりませんね。

薬局に行くと首を冷やす冷感タオルや氷まくら、塩あめなどをよく見かけます。私自身も夜暑くて寝苦しいので毎日氷まくらをして寝ていますが、朝まで快適に眠れます。

また、熱中症予防に「カリウム」が多く入っている食品を摂るといいそうです。汗をかくと同時に塩分とカリウムが失われます。カリウムが不足することによって細胞内が脱水症状を引き起こす要因となり熱中症になりやすいそうです。ちなみに、カリウムを多く含む食品はジャガイモやバナナだそうです。

熱中症に気を付けて、今年も夏を楽しみたいです

内山綾香

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

## 夏期休業のご案内

当事務所は、夏期休暇のため下記の日程を休業させていただきます。

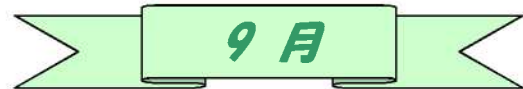
何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

8月13日(火)～8月16日(金)



日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

### チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp